消費生活情報紙
すぱいす
令和５年４月
（2023 年）
第138号

消費生活情報ラジオ
「大事な人を見守り隊！」消費生活センターお役立ち情報
平日午前８時台と午後５時台に『FMHOT83.9MHz』にて放送中!!
公式アプリ「FM プラプラ」

初回500円などと低価格を強調した広告に注意!!

シミ対策クリーム、しわ改善美容液、美容パック、サプリメントなど様々な商品で定期購入のトラブルが起きています！

事例１

１か月前、ネット通販でシミが取れるというクリームを**初回500円**で注文した。数日後に商品が届き、代金はコンビニで支払ったが２回目を頼んでいないのに、商品が複数届いた。

定期的に商品が届くコースを申し込んだことになっており、代金は19,800円と高額だ。返品したい。

事例２

１か月前にネット通販でシャンプーを**初回980円**で購入した。注文後に広告をよく読むと、**定期購入**で２回目以降は4,800円だと分かった。

次回発送の10日前までに解約を申出れば次回からの解約となるため、解約の電話をしているが繋がらない。このままでは、２回目のシャンプーが届いてしまう。

アドバイスは裏面

定期購入トラブル対応のQ&A

Q　2回目の商品を配送業者に言って受取拒否すれば解約にならないの?

A　解約になりません。販売会社に解約手続きをする必要があります。

Q　解約のために10分以上電話しているが業者に繋がらない。どうしたらよいか?

A　曜日や時間帯を変えて電話をかけ、記録を残しておきましょう。
「特定商取引法の表示」を見て、メールやチャット等の解約申出方法がないか確認しましょう。

⚠ ネット広告の注意点 ⚠

- **「初回500円」**など大きな文字に惑わされず、定期購入などについて書かれている小さな文字も注意して読みましょう！
また、特定商取引法の表示や規約を必ず確認しましょう！
- 過去に閲覧した検索履歴【例：シミ対策】をもとにオススメしてくる広告（ターゲティング広告）があることも覚えておきましょう！

チェック

☑ 最終確認画面のチェックリスト ☑

- ☐ 継続期間や購入回数が決められている、定期購入になっていませんか？
- ☐ 最終的に支払うことになる総額はいくらですか？
- ☐ 解約できるのか、解約できる条件や連絡手段を確認しましたか？
- ☐ 最終確認画面をスクリーンショット（表示画面の保存機能）等で保存しましたか？

＊「最終確認画面」とは、インターネット通販において、消費者が申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することになる画面が該当します。

「最終確認画面」には、定期購入かどうか、支払いの総額、解約に関する事項などの明確な表示が義務付けられています。消費者が誤認して購入した場合は、取り消すことができる可能性があります。

消費生活にかかわる安全・安心情報をお届け！
相模原市消費生活LINEマガジンを配信中！

LINEマガジンの登録方法

1. 右記二次元コードを読み取り、アカウントを登録
2. トーク画面の「受信設定」から受信する内容を選択
3. 「防犯」のうち「契約トラブル・悪質商法（消費生活情報）」にチェックを入れて登録

「相模原市 LINE 公式アカウント」二次元コード

メールマガジンを希望する方はこちら

相模原市ホームページ「相模原市消費生活メールマガジン新規登録方法」二次元コード

消費生活総合センター

相談専用ダイヤル　毎日 午前９時～午後４時

☎042(775)1770　［※第２・第４金曜日は午後６時まで　※土・日・祝日は正午～午後１時はつながりません］

緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内（JR 橋本駅北口イオン橋本店６F）

オンライン面談できます!

- 中央区、南区の市民相談室から可
- 相談員と対面して相談できます
- 端末操作は職員が行います

平日のみの実施です。
ご利用には事前に予約をお願いします。

まずは電話を!　☎042(775)1770

発行 相模原市消費生活総合センター　電話 042-775-1779　ＦＡＸ 042-775-1771